

## 日本アンチ・ドーピング規程の違反に伴う成績の失効及び獲得得点の剥奪について

平素より本連盟の選手強化にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

今回、下記の状況に伴い、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下、「JADA」という）が、当該成績の失効及び獲得得点の剥奪を決定いたしました。今回の違反は選手の認識不足によるものです。本連盟としては、再発防止のため、貴連盟所属の当該選手に対して事案の周知とルール遵守の啓蒙をお願いしたく、通知いたします。ご対応の程、よろしくお願い申し上げます。

なお、今回の JADA の決定に伴い、本連盟は当該選手が出場した当該大会のリザルトを修正します。当該選手より下位の選手の順位が 1 つ繰り上がります。これによるポイントへの影響はありません。

### 記

当該規程 : 日本アンチ・ドーピング規程 5.6.1 項 1 文

当該部分 : JADA の登録検査対象者リストに含まれる国際レベルの競技者又は国内レベルの競技者が引退し、その後競技へ現役復帰しようとする場合には、当該競技者は、その国際競技連盟及び JADA に対し、6 ヶ月前に事前の書面による通知をし、検査を受けられるようにするまで、国際競技大会又は国内競技大会において競技してはならないものとする。

違反状況 : 当該選手は、当該規程の認識が不足しており、現役復帰の際、復帰届を提出しないままレースに出場していた。ある部門からの指摘で遅れて復帰届を提出したものの、レースに出場する 6 ヶ月前に復帰届を提出しないままレースに出場していたことになり、JADA が指定する当該大会の成績が失効、獲得得点の剥奪となった。

当該大会 : 第 101 回 全日本スキー選手権大会 クロスカントリー競技  
特別国民体育大会冬季大会スキー競技会 クロスカントリー競技  
第 102 回 全日本スキー選手権大会 クロスカントリー競技  
第 78 回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会 クロスカントリー競技

以上